

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 小学校教師用指導書 1,442冊 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） |
| 3 | 取得金額 | 金27,631,560円 |
| 4 | 取得の相手方 | 所在地 霧島市国分中央三丁目15番17号
氏名 有限会社 大和
代表取締役 井之上 大和 |
| 5 | 契約日 | 令和2年4月1日 |

（提案理由）

小学校教師用指導書を取得したことについて、議会の追認を求めようとするものである。